

令和6年第11回（2024年第11回）
八街市農業委員会総会

令和6年11月6日
八街市農業委員会

令和6年第11回（2024年第11回）農業委員会総会

令和6年11月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

＜農業委員＞

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |

＜農地利用最適化推進委員＞

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章 | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者 なし

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	萱生幸宏
副主幹	齋藤康博	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について
議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について

5. その他

- 報告第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用の届出について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○小川事務局長

開会を宣す。（午後３時００分）

○岩品会長

今月の案件は、農地法第３条、４条、５条本体で３２件、その他議案３件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は１１名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は１８名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

会務報告いたします。

１０月１１日金曜日午後１時３０分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、久野委員で実施いたしました。

１０月１７日木曜日午後１時３０分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第３班、望月班長、円城寺委員、今関委員、山本健推進委員で実施いたしました。

１０月１８日金曜日午後１時３０分から、ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、神崎町神崎ふれあいプラザで開催され、農業委員９名、農地利用最適化推進委員１５名が参加いたしました。

１０月３０日水曜日午後１時３０分から、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査委員会調査班第２班、古市班長、小川委員、久野委員、岩品会長、鈴木推進委員で実施いたしました。

１１月１日金曜日午後１時３０分から、調査委員会面接調査を、市役所第１会議室で開催し、調査委員会調査班第２班、古市班長、久野委員、岩品会長で実施いたしました。

本日ですが、１１月６日水曜日午後２時から、八街市農業経営基盤強化促進協議会を、市役所第１会議室で開催し、岩品会長、貫井副会長、山本和秀推進委員が出席いたしました。

以上です

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号５番、久野委員、６番、中村委員にお願いします。

議事に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書 3 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1 から 3 は関連しております。番号 1、区分、賃貸借、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積 3, 304 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

番号 2、区分、賃貸借、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積 3, 272 平方メートルほか 1 筆、計 2 筆の合計面積 9, 322 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、高齢による農業経営の規模縮小のため。

番号 3、区分、賃貸借、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積 2, 861 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、当該申請地の管理が困難なため。

番号 4 から 6 は同一のため、一括でご説明いたします。番号 4、区分、地上権、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積 3, 304 平方メートル。

番号 5、区分、地上権、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積 3, 272 平方メートルほか 1 筆、計 2 筆の合計面積 9, 322 平方メートル。

番号 6、区分、地上権、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積 2, 861 平方メートル。権利者事由、農地を借り受けて耕作を継続しながら、上部に地上権を設定し、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者からの要望により。

続いて、番号 7、区分、売買、所在、八街字五方杭地先、地目、畑、面積 1, 776 平方メートル。権利者事由、現在、市外で家族経営にて営農しているが、自らも農地を所有し、農業経営の規模を拡大したいため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

番号 8、区分、地上権、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積 272 平方メートルほか 5 筆、計 6 筆の合計面積 3, 673 平方メートル。権利者事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第 1 号 4 番から 6 番は、議案第 4 号 3 番から 5 番に関連しておりますので、議案第 4 号で担当委員の清水委員、調査報告、及び、議案第 1 号 8 番は、議案第 4 号 10 番に関連しておりますので、同じく、議案第 4 号で担当委員の保谷委員、調査報告をお願いします。

最初に、議案第 1 号 1 番から 3 番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第 1 号 1 番から 3 番は、関連案件ですので、一括して調査報告いたします。

本案件は、会社の吸収合併に伴う、農地を新規で賃貸借するための申請であります。

申請地は、八街駅より北東方向へ 2 キロメートルに位置し、コンクリート杭、フェンス等で境界になっています。

農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者がリースする主な農機具は、軽トラック2台、収穫運搬車2台です。

労働力は会社から辞令を受けた農場長1名で、技術力については問題なく、年間150日以上の農作業従事日数要件を満たしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

営農計画はシキミを作付しております。通作距離は自宅から申請地まで52キロメートル、車で約50分です。

以上の内容から、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号7番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第1号7番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は八街駅より南に約2キロメートルに位置し、境界は石杭にて確保されております。現状は植木が少しあり、よく整備されております。進入路は八街市道に面しており、確保されております。

次に農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、軽トラック1台所有、ほかリースにてトラクター1台、耕耘機1台、トラック2台です。

労働力は本人と甥と義理の姉の3人であり、技術力についても問題なく、年間150日以上の農作業従事日数要件を満たしております。また過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は落花生を作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約10メートル、徒歩で約3分です。

以上の内容から、権利者および世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第1号1番から3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から3番は許可することに決定します。

次に議案第1号7番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは5ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字長谷地先、地目、畑、面積261平方メートル。転用目的、駐車場（10台）用地。転用事由、自らが所有する共同住宅の居住者用駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字松林地先、地目、畑、面積562平方メートルのうち、70平方メートルほか1筆、計2筆の合計293平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在の居宅を実弟に譲ることになったため、当該申請地に新たに専用住宅を建築し、居住したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で第1種農地に該当します。

番号3、所在、大木字南大富向地先、地目、畑、面積677平方メートルのうち、19.69平方メートルほか2筆、計3筆の合計670.27平方メートル。転用目的、共同住宅（2棟）及び駐車場（14台）用地。転用事由、共同住宅の賃貸経営により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第2号1番について、報告いたします。

立地基準ですが、申請地は八街駅より東方向へ約1キロメートルに位置し、住宅に囲まれて

います。

農地区分としては、事務指針 28 ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第 3 種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、権利者自身の所有地に、261 平方メートルを駐車場として、需要に合わせた有効活用を図りたいとのこと。造成計画は、駐車場に雨水が溜まったりしないように、浸透性のある舗装を施すことで、周囲の影響を軽減できるようにすることのこと。

以上で、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第 2 号 2 番について、松原委員、調査報告をお願いします。

○松原委員

議案第 2 号 2 番、農地法第 4 条の規定による許可申請について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より南西方向へ約 3.3 キロメートルに位置し、進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針 26 ページ②の④に該当するため、第 1 種農地と判断しました。第 1 種農地の場合、事務指針 30 ページ、②の③の（エ）による例外に該当します。

一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、現在住んでいる居宅を実弟に譲ることになったため、当該申請地に新たな専用住宅を建築して居住したいというものです。

申請面積は 293 平方メートルであり、現状の地盤を利用するため、埋立て等を行わないということです。

資金につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地への支障については、農地隣接部分にコンクリートブロックを施工し、土砂等の流出を防止します。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理後、側溝に接続して放流します。

平屋建てのため、日照・通風についても影響はないと判断します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第 2 号 3 番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第 2 号 3 番、農地法第 4 条の申請に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より南に約 3 キロメートルに位置し、進入路は市道により確保されています。農地区分としては、事務指針 28 ページの④の⑥の（ウ）に該当するため、第 3 種農地と判断しました。

一般基準ですが、申請者は長屋住宅木造 2 階建てを 2 棟建築し、敷地内に駐車場 14 台分を整備し、賃貸事業によって安定した収益を得るためということです。

申請面積は、畑、670.27 平方メートル、その他 313.09 平方メートル、合わせて

983. 36平方メートルで、問題ないと思います。

事業計画は、上水は市営水道、雨水は雨水貯留浸透施設により、地下浸透処理します。汚水雑排水は公共下水道に放流します。施工後は、周囲に擁壁、及びコンクリートブロックを設置し、外部への土砂の流出をなくします。申請地内は浸透アスファルト舗装を施します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは、6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積241平方メートル。当初目的、住家（1棟）用地。変更後の目的、専用住宅用地。当初計画が実行できなかった事由、及び変更に至った事由は、当初、自宅を建築する予定であったが、事情により計画がなくなったためというものです。承継者の事由は、現在父が所有する住宅に住んでいるが、老朽化が進んでいるため、生活の利便性の高い当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、

第2種農地と判断されます。なお、本件は議案第4号1番に関連しております。

番号2、所在、大関字山中地先、地目、畑、面積248平方メートルほか2筆、計3筆の合計264.35平方メートル。当初目的、専用住宅用地。変更後の目的、資材置場用地。当初計画を実行できなかった事由、及び変更に至った事由は、当初自宅を建築する予定であったが、事情により計画がなくなったためというものです。承継者の事由は、建築業を営んでおり、近年、受注が増加しているが、資材置場がないため、自宅から近い当該申請地を取得し、資材置場として利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は、議案第4号8番に関連しております。

番号3番から9番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号3、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積512平方メートルのうち、0.68平方メートルほか1筆、計2筆の合計1.36平方メートル。当初目的及び変更後の目的、営農型太陽光発電設備用地。変更に至った事由、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い、対策したいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号4、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積491平方メートルのうち、1.16平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号5、所在、八街字外満木山地先、地目、畑、面積1,117平方メートルのうち、1.20平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号6、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積661平方メートルのうち、1.17平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号7、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積658平方メートルのうち、1.24平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号8、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積520平方メートルのうち、0.96平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号9、所在、木原字釜場台地先、地目、畑、面積529平方メートルのうち、0.94平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号1番は、議案第4号1番に関連しておりますので、

議案第4号で担当委員の飛田委員、調査報告、及び、議案第3号2番は、議案第4号8番に関連しておりますので、同じく議案第4号で担当委員の伊藤委員、調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号3番、4番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第3号3番と4番は同様の案件ですので、一括して調査報告いたします。

本案件は営農型太陽光発電設備の電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い、対策したいというものです。

まず、立地基準ですが、八街北中学校より南へ200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は、営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱囲い部分の一時転用であることから、事務指針29ページ①の㉔による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和4年5月27日と令和4年7月28日に許可された申請の計画変更です。

営農計画ですが、現在ヒサカキを耕作中です。

本案件は、営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号5番から8番について、松下委員、調査報告をお願いします。

○松下委員

議案第3号5番について、調査報告を申し上げます。この案件は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請によるものであります。

まず、立地基準についてですが、申請地は、八街駅より西へ5キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。

農地区分としては、農業振興地域整備計画において定められた農用地となります。しかしながら、本案件は、営農型太陽光発電設備用地の計画変更というもので、事務指針29ページ①の㉔による例外に該当するものと判断いたしました。

本案件は、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い、対策をしたいというものであります。

耕作物は引き続きヒサカキで、営農の実績についても認められます。現状はきれいに手入れがされており、耕作されながらの事業でありますので、本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、議案第3号6番、7番、8番についてですが、同一の案件でありますので、一括して調査報告を申し上げます。この案件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請によるものです。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街駅より西へ３キロメートルに位置し、八街市道から進入路は確保されております。農地区分は農業振興地域整備計画において定められた農用地となります。しかしながら、本案件は営農型太陽光発電設備用地の計画変更ということで、事務指針２９ページ①の㉔による例外に該当するものと判断いたしました。

本案件は、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い、対策をしたいというものであります。

耕作物は引き続きヒサカキで、営農の実績についても認められます。現状はきれいに手入れがされており、耕作しながらの事業でありますので、本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第３号９番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第３号９番について、調査報告いたします。

本案件は、営農型太陽光発電設備の電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で覆い、対策したいというものです。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南に約３キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されております。

農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、農用地区域内にある農地と判断し、事務指針２９ページ①の㉔による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和６年４月２６日に許可された申請の計画変更です。

営農計画ですが、現在はヒサカキを耕作中です。

本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第３号３番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、３番は許可相当に決定します。

次に議案第３号４番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当に決定します。

次に議案第3号5番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当に決定します。

次に議案第3号6番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当で決定します。

次に議案第3号7番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

次に議案第3号8番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当に決定します。

次に議案第3号9番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは9ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積241平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、父が所有する住宅に居住しているが、老朽化が進んでいるため、生活の利便性の高い当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、区分、贈与、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積998平方メートル。転用目的、共同住宅（2棟）用地。転用事由、共同住宅の賃貸経営により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3番から5番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号3、区分、一時転用、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積3,304平方メートルのうち、3.89平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、権利者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号4、区分、一時転用、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積3,272平方メートルのうち、1.47平方メートルほか1筆、計2筆の合計8.47平方メートル。転用目的及び事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号5、区分、一時転用、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積2,861平方メートルのうち、2.30平方メートル。転用目的及び事由は同じです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号6、区分、売買、所在、朝日字松里地先、地目、畑、面積947平方メートル。転用目的、駐車場（24台）用地。転用事由、現在、野菜の加工・販売業を行っているが、既存施設が手狭なため、近接する当該申請地を取得し、駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号7、区分、売買、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積295平方メートル。転用目的、駐車場（13台）用地。転用事由、現在、パンの製造販売業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、近接する当該申請地を取得し、駐車場として整備し、自ら経営する会社に貸し付けたいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号8、区分、売買、所在、大関字山中地先、地目、畑、面積248平方メートルほか2筆、計3筆の合計264.35平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、建築業を営んでおり、近年、受注が増加しているが、資材置場がないため、自宅から近い当該申請地を取得し、資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号9、区分、賃貸借、所在、八街字裏島地先、地目、畑、面積1,215平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、建設業を営んでいるが、手狭なため、既存施設に隣接する当該申請地を資材置場として整備し、利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10、区分、一時転用、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積272平方メートルのうち、0.04平方メートルほか5筆、計6筆の合計1.482平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、権利者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区

分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域域内にある農地に該当いたします。
以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番及び議案第3号1番、並びに議案第4号2番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第3号1番、議案第4号1番は関連案件のため、一括して調査報告いたします。

まず、立地基準ですが、市役所より北方向へ2.8キロメートルに位置し、公衆用道路より進入路は確保されております。

農地区分といたしましては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅を建築し、居住するというもので、面積は241平方メートルであり、面積妥当と思われます。

次に、資金の確保につきましては、借入金で賄う計画です。造成計画は整地のみで、埋め立ては行わず、隣接地との境界はブロック積みとなっているので、土砂等の流出はありません。事業計画では、用水は公共用水、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、側溝へ放流する計画です。

権利者は、住宅の老朽化が進んでいるため、当該申請地に専用住宅の建築を計画。許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

続いて、議案第4号2番について、調査報告いたします。

立地基準ですが、市役所より北方向へ1キロメートルに位置し、国道より進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、共同住宅(2棟)を建築するというもので、面積は998平方メートルで、面積妥当と思われます。

次に、資金の確保につきましては、借入金で賄う計画です。造成計画は、境界はブロック積みとし、敷地内アスファルト舗装により、土砂等の流出はありません。事業計画では、用水は上水道、雨水は敷地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、排水路へ放流する計画です。

権利者は、共同住宅の賃貸経営により、安定した収入を得たいということから、建築を計画。許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第４号３番から５番及び議案第１号４番から６番、並びに議案第４号６番、７番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

議案第１号４番から６番と、議案第４号３番から５番は関連案件ですので、一括して報告いたします。

本案件は農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというもので、一時転用の継続、及び吸収合併による権利者の変更申請です。

立地基準ですが、八街駅より北東方向へ約２キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針２６ページの①、及び②の㉔に該当するため、農振農用地及び第１種農地と判断しました。農振農用地の場合、事務指針２９ページ①の㉔による例外に該当し、第１種農地の場合、事務指針３０ページ②の㉔による例外に該当します。

営農計画ですが、現在、シキミを耕作中です。

以上のことから、本案件は営業型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業であり、何ら問題ないものと思われます。

次に、議案第４号６番について、調査報告をします。

立地基準ですが、申請地は八街駅より北東方向へ約１．５キロメートルに位置し、公衆用道路に接道しています。

農地区分としては、事務指針２６ページ、②の㉔に該当するため、第１種農地と判断しました。第１種農地の場合、事務指針３０ページ、②の㉔の（オ）による例外に該当します。

次に一般基準ですが、既存施設の敷地内にある駐車場では、従業員の駐車スペースや、業務用トラックの待機場もないため、既存施設の近くであり、９４７平方メートルを自己資金で取得し、駐車場として利用したいとのこと。

工事は、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透として、上水、生活雑排水はありません。

以上、立地基準、一般基準、何ら問題ないものと思われます。

議案第４号７番について、調査報告をします。

立地基準ですが、申請地は、八街駅より北方向へ８００メートルに位置し、進入路は公衆用道路に接道しております。農地区分としては、事務指針２９ページ⑤の（ｂ）に該当するため、第２種農地と判断しました。

一般基準ですが、店舗の近くにあり利便性がよいため、権利者が自己資金により２９５平方メートルを購入し、会社が駐車場として利用するものです。申請地は道路より低いため、山砂を埋め立てする予定です。

上水、生活雑排水はなし。雨水は敷地内浸透とします。

このことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号8番及び議案第3号2番、並びに議案第4号9番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

○伊藤委員

議案第3号2番、第4号8番は関連案件のため、一括して報告いたします。

立地基準ですが、八街駅から西方向約2.9キロメートルに位置し、進入路は道路に接道し、確保されています。

農地区分としては、事務指針29ページ⑤の（b）に該当する、第2種農地として判断いたしました。

本申請は、昭和57年に許可を受け、自宅を建築する予定を、家族の健康上の理由を原因に、計画を取りやめた当該用地を権利者が取得し、建築業の資材置場として利用したいというものです。面積は妥当だと思われます。選定理由ですが、木材の天日乾燥に、通風のよい開けた当該用地が最適であり、権利者の妻の実家に隣接しており、利便性が高いためです。

造成計画は現状の地盤を利用し、埋め立て等はいりません。資金計画は借入で、金額適当です。

事業計画ですが、用水、雑排水はなし、雨水は敷地内浸透とします。

隣接地に対する被害防除については、現状から手を加えず、草刈りのみを行い、刈り草が飛散しないように廃棄をいたします。また、権利移転に対して支障となるものではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。また、権利者は建築業を営んでおり、許可後すぐに事業に取り掛かる見込みです。

続きまして、議案第4号9番、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

立地基準ですが、八街駅から南東方向約1.7キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接道し、確保されています。

農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の（b）に該当する第2種農地として判断いたしました。

当該申請は、建設業を営む権利者が既存施設に隣接する農地を、賃貸借により資材置場として整備し、利用したいというもので、面積は妥当だと思われます。選定理由は、既存施設の隣接地であり、利便性が高いためです。

造成計画は、現状の地盤を利用し、埋立て等はいりません。資金計画は自己資金です。

事業計画ですが、用水、雑排水はなし、雨水は敷地内浸透とします。隣接地に対する被害防除については、フェンスを設置し、資材の飛散・流出を防ぐほか、砂利敷きをして、土砂の流出を防ぎます。これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

また、権利者は建設業を営んでおり、許可後すぐに事業に取り掛かる見込みです。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号10番及び議案第1号8番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第1号8番、農地法第3条、及び議案第4号10番、農地法第5条の申請に関わる調査結果について報告します。当該申請は、地上権の設定及び一時転用を継続するための申請であります。

申請地について、位置は八街駅より南に約4.8キロメートルに位置し、境界はコンクリート杭にて確保されております。現状は、現在は作付されていなく、草刈りはされております。進入路は八街市道より確保されております。

農地の区分は、農振農用地及び事務指針26ページ、②の㉔に該当する、第1種農地として判断いたしました。農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の㉔による例外に該当し、また、第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔による例外に該当いたします。

本案件は、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定し、賃貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

営農計画ですが、サカキを作付する計画です。

以上の内容から、本案件は、営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業であることから、何ら問題ないと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第4号1番及び、議案第3号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号1番及び、議案第3号1番は許可相当に決定します。

次に議案第4号2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に議案第4号3番から5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番から5番は許可相当に決定します。

なお、この議案に関連します、議案第1号4番から6番については、農地法第5条の一時転用に関連していることから、今後の事務処理については、知事の許可処分に併せ、農地法第3

条の許可処分を行うことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければ、今後の事務処理は、知事の許可処分に併せて、農地法第3条の許可処分を行います。

次に議案第4号6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当に決定します。

次に議案第4号7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

次に議案第4号8番及び、議案第3号2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号8番及び、議案第3号2番は許可相当に決定します。

次に議案第4号9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当に決定します。

次に議案第4号10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当に決定します。

なお、この議案に関連します、議案第1号8番については、農地法第5条の一時転用に関連していることから、今後の事務処理については、知事の許可処分に併せて農地法第3条の許可処分を行うことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岩品会長

ご異議がなければ、今後の事務処理は、知事の許可処分に併せて、農地法第3条の許可処分を行います。

会議中ではありますが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後3時59分

再会 午後4時14分

○岩品会長

再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第4号11番、12番は、調査委員会案件です。調査班第2班が担当したので、古市班長、調査報告をお願いします。

○古市委員

議案第4号11番、12番は、調査班第2班が担当しましたので、調査報告いたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。番号11、12は同一案件ですので、一括して報告いたします。

番号11、区分、一時転用、所在、滝台字滝台地先、地目、畑、面積1,983平方メートルのうち、451.92平方メートルほか3筆、合計4筆、4,886.11平方メートル。転用目的、土砂等利用による農地造成。転用事由、申請地は傾斜地で耕作が難しいため、造成により耕作しやすい農地にしたい。

番号12、区分、所在、地目、同じく、面積1,983平方メートル。転用目的及び転用事由も同じです。

この案件につきまして、10月30日午後1時30分から、現地調査を調査班第2班、私と小川委員、久野委員、岩品会長、地元推進委員の鈴木委員、事務局から小川事務局長、三好主任主事で行いました。また、11月1日午後1時30分から、市役所第1会議室で面接調査を、調査班第2班、私、久野委員、岩品会長、事務局から萱生副主幹、三好主任主事、市役所環境課から三谷主任主事、細谷主査補で行い、申請者からは、権利者と義務者2名のうち1名、あと申請代理人の測量会社代表とその娘出席のもと、実施いたしました。

まず立地基準ですが、市立二州小学校から北東に約2キロメートルに位置し、市道により進入路は確保されております。

農地区分は、事務指針26ページ②の④に該当するため、第1種農地と判断しました。また、農業振興地域整備計画において定める農用地区域内にある農地となります。農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の③による例外に該当します。また第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の⑥による例外に該当します。また申請地は、北総中央用水の受益地となります。

面接調査の内容としましては、権利者の事業概要は、平成26年8月に設立。主な事業内容は、建築・建設関連、残土を用いる造成工事等を取り扱っております。現在の従業員数は6名、うち正社員3名、パート3名です。会社の保有する車両は、普通車3台、大型ダンプ7台、重機1台、その他必要に応じてリースで賄っているそうです。

過去の農地造成の実績は、市内で2年前に滝台で約2反歩、市外では東金市、千葉市若葉区、そして直近では半年前に、富里市で4反歩ほどの事業を行っており、全て完了しているそうです。その他、駐車場の整地等を取り扱っているようです。

本案件の事業計画として、農地造成を行う理由は、申請地に傾斜があり、作業効率が悪く、一部耕作されていない部分があるために、義務者の依頼により計画することになりました。

造成工事による耕作面積の変化については、法面土堰堤設置により、一部数パーセントのロ

スはありますが、傾斜地で耕作放棄されていた農地を活用することが可能になるために、現状の3割から4割程度増加する見通しとのことです。

進入路用地工法については、隣接する権利者資材置場から進入路を確保し、鉄板を用いて進入。表土を約1メートル程度剥がし、土砂搬入、剥がした表土を戻します。これを繰り返し、二、三回に分けて行います。埋め立て高は最大で3.5メートル、平均1.75メートル。掘削の深さと覆土の高さは、ともに1メートルとなります。

埋め立てによる隣接地との高低差は最大で3.5メートル、市道側はマイナス50センチ。50センチ下がることになります。

隣接地への被害防除は、道路側は道路より低い部分になりますので、土砂の流出はなし。法面上部と下部に土堰堤を設置し、流出を防ぎ、法面下部と土堰堤の間に緩衝地を設けるとのことです。

埋め立て土砂の性質は、第3種建築発生土、発生元は千葉市若葉区で、東金市極楽寺の権利者所有地にストックされた土砂を全てで賄う予定となっております。

近隣への説明は、4月に一度申請した際に、申請代理人が事業説明を行っております。また近隣者の1名については、現在所在不明で連絡が取れないとのことです。

資金は全て自己資金で賄います。

また義務者の農地造成する理由につきましては、現在、傾斜地で機械での作業がしづらいため。完了後の作付計画は、義務者の1名が借り受け、管理し、人参を栽培する予定とのことです。

その他、確認事項として、法面予定下部の既存水路は機能しているかの問いに、今後は管理をしっかり行い、法面下部土堰堤から素掘りの側溝への土砂の流入を防ぎ、土堰堤までの緩衝地の管理も行うとのことです。

一度取り下げた申請が4か月の事業計画でしたが、再申請では、1年の期間に延長した理由については、畑かん管理組合との協議で、既存配管を撤去後、新設する際に、末端農地への影響に配慮し確実に工事を行うため。また、近隣の方々への配慮として、1日の土砂搬入トラックの台数を減少したため、期間延長になったとのことです。

市環境課との特定事業に関する手続きについては、進入経路の確認中で、それ以外の書類等々の問題はないとのことです。

灌漑管の新設及び既存管の管理については、予定高まで土砂を入れた後、整地、新設75ミリメートルの塩ビ管を設置する。その上に表土1メートルを被せるとのことです。

既存管は100ミリメートルに対して新設管が75ミリメートルになった理由については、畑かん組合との協議の末に決定したとのことですが、100ミリ管への変更も検討するとのことでした。

また、事業期間中に灌漑設備が使用できない時期が生じることについては、末端農地は1か所で、事前に通知するとのことです。

土砂の搬入元については、申請地隣接地と東金市の権利者所有の2か所から土砂の搬入予定

でしたが、東金市から1か所に変更となっております。その理由については、特定事業の性質上、残土置き場の表土を削ってしまい、残土と混在する可能性があり、結果地形を変えてしまう可能性があります。そのため、図面の変更が生じる可能性があるために認めていただけなかったということで、これからは東金市のほうから、一括で土砂の搬入を行うことになります。

また、法面の保持管理については、こもに芝の種子を定着させたこも芝を設置することで、法面の崩壊を少しでも抑えることにすることとなっております。

また、一部提出書類の不備が確認されたため、直ちに修正と差し替えを求めました。

以上のことから、特定事業との最終調整を行った上で、調査班第2班としては、許可相当と判断いたしました。

調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号11番、12番を八街市土地の埋立等および土砂等の規制に関する条例との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、11番、12番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書13ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年10月29日付けで八街市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字藤株地先、地目、畑、面積3,590平方メートル。利用権の種類は、使用貸借権、期間は1年1か月、新規です。

番号2、所在、四木字北四木地先、地目、畑、面積2,181平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積8,437平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は20年、新規です。

番号3、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積6,234平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、新規です。

番号4、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積4,958平方メートル。利用権の種類は

賃借権、期間は3年、新規です。

番号5、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積1万777平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、新規です。

番号6、所在、八街字東崎地先、地目、畑、面積、1,916平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書15ページをご覧ください。

議案第6号、農用地利用集積等促進計画(一括)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年10月28日付けで八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1から12は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、勢田字北地先、地目、畑、面積495平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和17年1月31日まで、新規です。

続いて番号2、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積2,241平方メートル。ほか4筆、計5筆の合計面積1万2,846平方メートル。利用権の種類は賃借権。

番号3、所在、東吉田字神明、広畑、平井及び二塚地先、地目、山林現況畑及び畑、面積1,824平方メートルのうち1,200平方メートルのほか10筆、計11筆の合計面積1万172平方メートル。利用権の種類は賃借権。

番号4、所在、東吉田字平井地先、地目、畑、面積3,011平方メートル。利用権の種類は使用貸借権。

番号5、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積3,966平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積7,466平方メートル。利用権の種類は使用貸借権。

番号6、所在、東田字鶴ヶ沢入地先、地目、畑、面積1,461平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積7,378平方メートル。利用権の種類は賃借権。

番号7、所在、吉倉字新田地先、地目、畑、面積2,552平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7,000平方メートル。利用権の種類は賃借権。

番号8、所在、吉倉字瀬田入地先、地目、畑、面積6,965平方メートルのうち5,000平方メートル。利用権の種類は賃借権。

番号9、所在、上砂字大峠地先、地目、畑、面積2,302平方メートル。利用権の種類は使用貸借権。

番号10、所在、上砂字卯月作地先、地目、畑、面積1,983平方メートル。利用権の種類は使用貸借権。

番号11、所在、滝台字太郎坊地先、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートル。利用権の種類は使用貸借権。

番号12、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積3,540平方メートルのうち3,500平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万2,500平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和17年1月31日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から12の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

次に、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書19ページをご覧ください。議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてご説明いたします。

これは農地利用状況調査におきまして、現況が山林、原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って、非農地と判断するか否かを

対象とした土地です。

調査日につきましては、令和6年10月17日に、望月委員、円城寺委員、今関委員、地元推進員の山本健委員、事務局からは、小川事務局長、齋藤副主幹、三好主任主事で実施いたしました。

調査結果につきましては、計57筆4万8,366平方メートルを非農地と判断いたしました。

ただいまご説明いたしました1件につきまして、認定を求めるものです。

追加の説明といたしましては、今回求める土地については、30年以上耕作がなされていない農地であり、毎年行っている農地利用状況調査におきましても、何年間も遊休農地として判断しておりましたが、既に山林、原野化しており、基盤整備事業等を含め、大がかりな工事を今後行わなければ、農地への復元は困難と考えられます。

非農地の判断につきましては、農林水産省経営局農地政策課長より、非農地判断の徹底について通知で示されているとおりとなります。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号を認定することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第7号は認定することに決定します。

次に、報告第1号、第2号についてを議題とします。

事務局より、報告第1号を萱生副主幹、報告第2号を齋藤副主幹、説明願います。

○萱生副主幹

それでは、21ページをご覧ください。報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積374平方メートルのうち45平方メートル、目的、農業用施設用地。現在、農業資機材は自宅で保管し、都度搬送しているが、利便性が悪いとため、当該申請地に保管用のコンテナを設置したいというものです。

報告第1号は以上です。

○齋藤副主幹

続きまして議案書22ページをご覧ください。報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、勢田字北地先、地目、畑、面積495平方メートル。合意の成立日、令和6

年9月11日、土地引き渡し時期、令和7年1月31日です。

番号2、所在、東吉田字荒老地先、地目、畑、面積2,241平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万2,846平方メートル。合意の成立日、令和6年10月1日、土地引き渡し時期、令和7年1月31日です。

以上です。

○岩品会長

ただ今の報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等がございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時37分)

議事録署名人

議 長

5 番

6 番